

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、私の母親が、大学在籍中であった私の国民年金の任意加入手続を行い、母娘二人分の国民年金保険料を継続して集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入した昭和 48 年 10 月以降、国民年金加入期間について未納が無い上、52 年 4 月からは付加保険料の納付も確認できることから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立期間前の任意加入期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間において、申立人の両親の住所や仕事等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の母親が申立人の国民年金任意加入被保険者資格喪失届をあえて提出する理由は無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで

私は、スポーツ施設にアルバイトとして勤務していたころ（昭和 47 年ごろから 52 年ごろまで）に、国民年金に加入するとともに、過去のすべての未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料について、1 か月当たり約 1,000 円に月数を乗じた金額であったと述べているものの、遡及納付した時期、納付回数及び納付金額等についての記憶が明確ではない上、国民年金被保険者台帳及び市が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにも、申立人は、昭和 50 年 12 月に、48 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料（1 か月当たり 550 円、900 円及び 1,100 円）を過年度納付し、36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を特例納付（1 か月当たり 900 円）していることが確認できることから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付及び特例納付であるものとするのが自然である。

また、申立人は、市役所窓口での納付記録の確認を契機に遡及納付したと述べているところ、当該市役所職員が、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、前述の遡及納付時点において申請免除期間とされていた申立人に対し、60 歳までに加入できる期間の国民年金保険料をすべて納付しても、年金の受給資格を満たすために不足する月数に相当する期間について遡及納付を勧奨し、申立期間に係る国民年金保険料については遡及納付を勧奨しなかったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。